

# 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項

郵便番号

住所

名称

代表者氏名

電話番号

## 1.業務内容

(1)営業時間・修繕対応時間・休業日

営業時間	
修繕対応時間	
休業日	

(2)修繕対応の種類

屋内給水装置の修繕	可	・	不可
地下埋設部分の修繕	可	・	不可
漏水調査	可	・	不可
その他			

(3)対応工事種別

配水管からの分岐～ 水道メーターまでの工事	新設	・	改造	・	不可
水道メーター～屋内の 給水装置までの工事	新設	・	改造	・	不可

(4)緊急連絡先

氏名		電話番号	
----	--	------	--

(5)可児市ホームページへの掲載

(1)から(3)までの公表	可	・	不可
---------------	---	---	----

## 2.給水装置工事事業者講習会の受講実績(過去5年間)

(1)可児市が実施した研修会(毎年度開催している指定工事事業者会議)

受講回数・受講直近年度	回	年度
受講無しの場合の理由		

(2)可児市ホームページへの掲載

(1)の公表(受講無しの場合の理由は除く)	可	・	不可
-----------------------	---	---	----

### 3.給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

(1)公益財団法人 給水工事技術振興財団等が実施した研修会の受講

受講者名	研修(実施団体・研修会の内容)	受講年月日

(2)可児市ホームページへの掲載

(1)の公表(受講者名は除く)	可	・	不可
-----------------	---	---	----

### 4.給水装置工事に係る技能を有する者の状況(過去5年以内)

(1)配水管の分岐から水道メーターまでの工事に係る技能を有する者の状況

「配水管からの分岐～水道メーターまで」の工事をしないため不要

技能を有する者の氏名	配水管への分水栓の取付及びせん孔並びに給水管の接合の経験の有無	技能を有する者が保有する資格	工事年度

※保有している資格等の欄には以下に示す保有資格等(下線部)を記載。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ②職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士  
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の過程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る更新の過程終了者  
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者検定)
- ⑤資格を有していなくても、経験有の場合は記入すること。

(2)可児市ホームページへの掲載

(1)の公表(技能を有する者の氏名は除く)	可	・	不可
-----------------------	---	---	----

### 注意事項

- (1) 1の業務内容に変更がある場合は、速やかに可児市水道事業管理者に連絡すること。
- (2) 3の(1)の研修会の受講実績については、受講を証明する書類の写しを添付すること。
- (3) 4の(1)の技能を有する者については、資格を証明する書類の写しを添付すること。